

【第一問】－40 点－

問 1（20 点）

- (1) 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者等に質問し、その者の財産に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

また、上記の質問検査は強制力を持たない任意調査であるから、相手方が質問に答えない場合等には行うことができない。ただし、正当な理由がなく、徴収職員がする質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者等については、罰則が適用されることがある。

本問は、こうした質問検査権について、基本的な理解を問う問題である。

- (2) 納税の猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止の適用場面において、財産の差押えの解除がされる場合がある。

具体的には次の場合であるが、本問は、こうした納税緩和制度と差押解除の関係について、基本的な理解を問う問題である。

- ① 納税の猶予をした場合において、その猶予国税につき既に滞納処分により差し押さえた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。
- ② 換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを解除することができる。
- ③ 滞納処分の執行等をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあることを理由として滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

問 2（20 点）

国税徴収法の「法定納期限等」とは、国税と質権等により担保される債権との調整において、その優先順位を定める基準となる時期のことをいい、納税者がその財産上に質権又は抵当権を設定している場合において、その質権又は抵当権が国税の法定納期限等以前に設定されているときは、その国税は、換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収するとされている。

本問の(1)では、「法定納期限等」の意義について、(2)では、具体的な事例において、国税と抵当権により担保される債権との優先劣後の調整がどのようにされるかについての理解を問う問題である。

【第二問】－60 点－

本問は、第二次納税義務の適用可否や追及可能額の理解を問う問題である。

問 1（40 点）

国税徴収法第 33 条の合名会社等の社員の第二次納税義務及び同法第 39 条の無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務に関し、その適用要件、追及可能額などを正確に理解しているかを問う問題である。

国税徴収法第 33 条の第二次納税義務の追及については、退社した社員の責任について、同法第 39 条の第二次納税義務の追及については、第二次納税義務の限度額となる受けた利益についての正確な理解がポイントとなる。

問 2（20 点）

国税徴収法第 34 条の清算人等の第二次納税義務に関し、その適用要件、追及可能額などを正確に理解しているかを問う問題である。

国税徴収法第 34 条の適用について同法第 33 条の第二次納税義務の適用を受ける者の取扱い、第二次納税義務の限度に係る「分配」についての正確な理解がポイントとなる。